

感染症の種類と出席停止期間の目安

学校保健安全法施行規則第 19 条

	病 名	出席停止の基準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 ( SARS )、 急性灰白髄炎 ( ポリオ )、 鳥インフルエンザ ( H5N1 ) など	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ ( 鳥インフルエンザ H5N1 を除く )	発症 ( 発熱の翌日を 1 日目として ) 後 5 日、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌療法が終了するまで
	麻疹 ( はしか )	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 ( おたふくかぜ )	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 ( みずぼうそう )	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
第 三 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎		
	【その他の感染症】 感染性胃腸炎 ( ノロウイルス感染症 )、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など	必要があれば校医その他の医師の意見を聞き措置をとることができる